

大 通 達 甲（ 生 ） 第 19 号
令 和 2 年 1 2 月 1 日

簿 冊 名	例 規（ 1 年 ）
保 存 期 間	1 年

生活安全部生活安全企画課長
各 警 察 署 長 殿

警 察 本 部 長

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規程の運用について（通達）

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規程（令和2年大分県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）の運用について、下記のとおり定めたので、誤りのないようにされたい。

記

1 委嘱の手續（規程第2条関係）

(1) 委員の推薦

風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）が置かれる地域を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）は、規程第2条第1項に規定する者について、協議会委員推薦書（第1号様式）により、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を經由して大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦するものとする。

(2) 補欠の委員の推薦

管轄署長は、協議会の委員（以下「委員」という。）が解嘱され、又は辞職を承認されたときは、前記(1)に規定する手續により、欠員となった委員の補欠の委員として適任と認められる者を推薦するものとする。

(3) 再任の手續

管轄署長は、委員の再任が必要と認めるときは、前記(1)に規定する手續により、当該委員を推薦するものとする。

(4) 委嘱の審査

生活安全企画課長は、前記(1)から(3)までの規定により推薦された者について、委員としてふさわしい者か否か必要な審査を行うものとする。

2 解嘱の手續（規程第3条関係）

管轄署長は、委員が規程第3条第1項に規定する解嘱の事由に該当すると認めるときは、協議会委員解嘱上申書（第2号様式）により、生活安全企画課長を經由して公安委員会に上申するものとする。

3 辞職の承認の手續（規程第4条関係）

管轄署長は、委員から辞職の申出を受けたときは、協議会委員辞職申出受理書（第3号様式）により、生活安全企画課長を經由して公安委員会に報告するものとする。

4 委嘱状等の交付（規程第2条、第3条、第4条関係）

委嘱状（規程第1号様式）、解嘱通知書（規程第2号様式）及び辞職承認書（規程第3号様式）の交付は、管轄署長を通じて行うものとする。

なお、委嘱状は、再任の委員に対しては交付しないものとする。

5 委員会の会議

(1) 警察職員の会議への出席

管轄署長は、必要があると認めるときは、協議会の同意を得た上で、警察職員を会議に出席させることができる。

(2) 会議録の作成

会議を開催したときは、その概要を風俗環境保全協議会会議録（第4号様式）に記録するものとする。

(3) 結果の報告

管轄署長は、会議終了後速やかに風俗環境保全協議会会議録の写しにより、生活安全企画課長に会議の結果を報告するものとする。

6 庶務

(1) 庶務

協議会の庶務は、当該協議会が置かれた地域を管轄する警察署において行うものとする。

(2) 協議会委員委嘱簿の記録

生活安全企画課長は、協議会の委員について、協議会委員委嘱名簿（第5号様式）に登載するものとする。委員を解嘱され、又は辞職を承認された者についても同様とする。

（生活安全企画課営業係）

第1号様式

第 年 月 日 号	
大分県公安委員会 殿	
警察署長	
協議会委員推薦書	
被推薦者の住所、職業、氏名及び生年月日(年齢)	住 所 職 業 氏 名 生年月日 年 月 日生 (歳)
経歴	
前科前歴の有無 (有の場合はその内容)	
推薦理由	
参考事項	

第2号様式

第 年 月 日 号 警察署長	
大分県公安委員会 殿 協議会委員解嘱上申書	
風俗環境保全協議会委員 の住所、職業、氏名及び 生年月日（年齢）	委嘱年月日 年 月 日
	住 所 職 業 <small>ふり</small> 氏 <small>がな</small> 名 生年月日 年 月 日生（ 歳）
解嘱の事由に該当 すると認めた理由	
警察署長の意見	

第3号様式

第 年 月 日 号 警察署長	
大分県公安委員会 殿 協議会委員辞職申出受理書	
風俗環境保全協議会委員 の住所、職業、氏名及び 生年月日（年齢）	委嘱年月日 年 月 日
	住 所 職 業 <small>ふり</small> 氏 <small>がな</small> 名 生年月日 年 月 日生（ 歳）
辞職する事由	
警察署長の意見	

第4号様式(その1)

風俗環境保全協議会会議録

警察署

開催年月日時	年 月 日 : ~ :
開催場所	
出席者	
議事概要	

議事概要

